

# 渡島・檜山地方税滞納整理機構

## ～ 平成25年度の徴収実績と 平成26年度の引受状況について～

当機構は、渡島・檜山管内（函館市を除く17市町）の地方税の滞納額の縮減を図るために市町に代わり、差押え・公売等の強制的な滞納整理を行っている一部事務組合です。

平成16年度に設立して今年で11年目になり、納税に誠意のない方に対しては、毅然とした態度で対応して滞納整理を進めて参りました。

平成25年度は、各市町から引き受けた278人（法人含む）、2億9千42万円の処理困難な事案に対して、預貯金、給与、生命保険等の債権の差押えを中心に滞納処分を実施し、債券の発見に至らない事案については、不動産や動産等の差押え・公売も行った結果、最終収入額については1億6千133万円、引受額に対する徴収率は55・55%となりました。

この実績は、収入額・徴収率とも過去最高となっています。



平成26年度も271人（法人含む）、2億7千236万円の滞納事案を引き受けし、粛々と滞納整理を進めているところです。

今年度は、より一層取組を強化し、滞納整理を進めることによって、収入確保はもちろんのこと、納税されている方と納税に誠意のない方との税負担の公平を図ってまいります。

◆お問い合わせ先



渡島・檜山地方税

滞納整理機構事務局

☎0138-4717722

または、

役場住民課税務係

☎213407 まで

### 家屋の新築・増築 取り壊しの際はご連絡を…

家屋（倉庫等を含む）の新築や増築、取り壊しをされた方は、その都度、役場住民課税務係までご連絡（届出）をお願いします。

これは、家屋の新築・増築・取り壊しによって、「固定資産評価額」が変わるために届出が必要となるもので、特に家屋の取り壊しをされた方は、**届出**

**がないといつまでも固定資産税が課税**される場合がございますので必ず届出をしてください。



### 9月1日は 『個人事業税』第1期分の 納期限です

個人事業税は、個人で事業を営む方に課税される道税です。忘れずに納期限内に納めましょう。

◆問い合わせ先

檜山振興局 地域政策部  
税務課納税係

☎0139-52-6473



～ 納税には便利な  
口座振替をご利用下さい～